

ン、i Macに日本の企業というのは多く、私の地元企業もすげれども、コンデンサーを納入したりであるとか、チップを納入したりであるとか、そういったサプライヤーに、日本の産業はものづくりが主力ですので、そこからアップルに、アイフォンに製品を採用してもらうには、日本もやはり、原子力や石炭といったリニューアブルと位置づけられない電源から、リニューアブルに位置づけを、主力電源構成を変えていかなきゃいけないんじやないか、そういうふたつ産業競争力上の答えも導けるわけですね。

そういうふたつあたり、再生可能エネルギーを使つていいない製品は受け入れられないから再生可能エネルギー・シフトを進めなきやいけないと、そういうふたつ産業競争力の観点というのは、今回のおエネルギー基本計画をお考えになる上で考慮されたなんでしょうか。

○世耕国務大臣 御指摘のように、五月十六日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、再生可能エネルギーについて、エネルギー・シフトを進めなきやいけないと、そういうふたつ産業競争力の観点というのは、今回のおエネルギー基本計画をお示しをしておられるところであります。

この主力電源という言葉をなぜ使つたかというと、やはり、技術革新などによって、世界的には低コストで再エネの導入が増大をしていることですとか、あるいは、今御指摘のような、産業競争力の観点も踏まえて、日本においても、国民負担を抑制しながら大量導入を図つていくくといふ決意を示したものであります。

この素案の取りまとめて当たっては、基本政策分科会において、このRE-100ということも議論の俎上に上がりました。こういった企業の動向も含めて、再生可能エネルギーへの期待の高まりを踏まえた御議論をいたしましたところであります。

今、RE-100もそうですし、あるいはESG

投資ということで、世界の機関投資家が、環境について、再生可能エネルギーができる限り使うなどの取組をやつているところを優先的に投資をするというような動きも出てきているわけですか。やはり、再生可能エネルギーの利用というのを産業競争力強化という視野も持つながらやつておきたいというふうに思つております。

○齊木委員 このRE-100がどれだけ広がつていくのかというの私もまだ確信が持てないんですけど、なさつておるかというと、例えイオングループであるとか、B-T-Cですね、直接消費者と接しているような大手のスーパー・チェーンなどが、やはり環境に優しい企業であるという、コーカペレー・トイデント・テイティマーを採用していく例が一つ。そして、リコーさんのような、例えば、DHLにコピー機を、全世界に納入しているので、DHLにコピー機を売るのであれば、やはりリニユーアブルなエネルギーを使わなければいけないといったサプライヤーからの要するに要請に応じるようなケース、いろいろあると思います。一方で、やはり鉄鋼業界などと話をしておりますと、アルミ、鉄をつくるのに多量の電力を必要とします。やはり、イメージよりコストだと。電力料金がかなめなんだから、電源構成よりも値段を安くする電源構成を考えてほしいというふうな要請もあります。

これは何かアクアプレミアムというような、そういった電力サービスも出てきていますし、あるいはグリーン電力証書みたいなものを取引をして、調達をして、このリニユーアブルエネルギーの比率を高めるという取組とか、あるいは非化石証書を買つてくるとか、いろいろなやり方が出てくるんではないかというふうに考えております。

○齊木委員 もう時間が参りましたので、私は、このエネルギー政策を考える上で、これはやはり産業のかなめでござりますので、ぜひ、その産業競争力、日本はものづくり国家ですから、多分、この前ITTの議論もさせていただきましたけれども、ITTはやはりプラットフォーマーが先行して、中国でもアリババとかテンセントがあり十億以上のMAUというか、データリーのユーザーを誇っている。これを、現状を鑑みて、やはりものづくりで食べていくという部分は日本の経済は今後も大きいと思いまので、それを何のエネルギーで動かしていくのか、こういったことを海外に物を買っていただくためには考えていかなければいけない。電源構成を考える上で非常に重要な要素だと思いますので、ぜひ、そのあたりも加味をして、今後のエネルギー政策を考えていつただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○田嶋委員 無所属会派の田嶋要でございます。要請もあります。

今後、このRE-100というのは、日本の企業の間にどのよう広まつていくかといふなお考えをお持ちでしようか。

○世耕国務大臣 どう広まついくかといふのはなかなか見にくいけれども、ESGの観点などから評価をされるということ踏まえると、この投資受入れをするためには、やはり広まついくかといふふうに思つておられます。どうもありがとうございます。

○田嶋委員 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属会派の田嶋要でございます。よろしくお願ひします。

少し、政府参考人の人数を事前に教えていただいた方が、ちょっと多過ぎたかと思いますので、ごめんなさいね。よろしくお願ひいたします。

今出ましたRE-100でござりますけれども、ちょうどきのうニュースが流れておりますと、大臣に通告しておりませんが、一つお尋ねしたいと思います。

○世耕国務大臣 どう広まついくかといふのはなかなか見にくいけれども、ESGの観点などから評価をされるということ踏まえると、この投資受入れをするためには、やはり広まついくかといふふうに思つておられます。今、企業の取組ですと、例えば、もう調達する電源を水力由来のものだけに限るというふうな、

りませんという御答弁をいたいたのはよく覚えております。そのとおりだと思いますが、きのうのニュースは、河野大臣の外務省に背中を押され形で、環境省もこのRE-100に前向きになつたと、一転と書いてありますけれども、いい効果が出ているなど私は思つておるわけでござります。

○世耕国務大臣 エネルギーを使う企業、産業界が、再エネの価値を積極的に評価をして自主的に調達をする、これがまさにRE-100の本質だというふうに思つてますが、そのことは、その企業が、今ESG投資とかSDGsに基づく投資という機関投資家の動きが出ている中で、投資家からそういうふたつ動きが高く評価をされて、そして投資の受入れ拡大などによって競争力の強化につながる可能性があると期待をされるわけでありまして、このRE-100の動きというのは、産業界を所管する立場としての経産省としても歓迎すべきことであるというふうに考えております。

○田嶋委員 では、環境省はRE-100に関して、国際的な企業連合RE-100への加盟も検討するというふうに言つておるようでございましたが、経済産業省も同じでよろしいですか。

○世耕国務大臣 ちよとその件については、通告いただいていないので、今ここで公式の見解を述べるのは控えさせていただきたいと思います。

○田嶋委員 少しきょうの分野にもつながりますけれども、印象としては、やはり再生可能エネルギー全般に関して、むしろ外務省や環境省の方がはつらつとやられている印象がござります。

経済産業省が決して足を引っ張っている存在というふうに思われないようにお願いをしたいと

うに思っています。

それでは通告に従つて質問申し上げますが、こ

の省エネというの、私は、化石資源の使用のことはどういうふうに関係してくるのかということをまず簡単に御説明をいただきたいと

うに思つておるわけですが、このふうに思つてお

に思います。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

省エネ法におきましては、第一条の目的におきまして、燃料資源の有効な利用の確保を掲げております。燃料資源の有効な利用とは、燃料資源の使用の合理化や適切な燃料を選択することなどを通じて燃料資源の効用を最大限に引き出すことでありますし、すなわち、その単位生産量当たりの化石資源の使用を減らすことを意味するものでございます。

すけれども、要は、今の御答弁のとおり、資源の乏しい国日本でありますので、ここで私たちが省エネになぜこだわるかというのは、化石資源をいかに使わないようにしていくかということだとどう認識をいたしました。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。
省エネ法におきましては、再生可能エネルギーの利用も、あるいは廃熱の再利用などの熱の有効利用も、それに伴い化石燃料の投入を減らすこととなります。したがいまして、いずれの場合も、単位生産量当たりの化石燃料の使用を減らすことにつながるため、省エネ法上の省エネとなりま
す。

○田嶋委員 ありがとうございます。
省エネと再エネという言わわれ方もされるわけで
ありますが、今御答弁いただきましたとおり、電
気の使用量を減らすとか使っている油の量を減ら
すという目に見える省エネ以外にも、一見省エネ
とはまた違う形の、再生可能エネルギーをふやす
という行為そのものと同じ分量の石炭とかあるい
はそうした油の消費を減らすという側面があるわ
けですから、やはり再エネ・イコール省エネとい
う部分も出てくるというふうに理解をいたしまし
た。

卷之三

すとしこともありますか
キヤツチしてきちんと利用していくことができれば、ほかで本来もともと消費していた化石資源を、消費を減らしていくことができるという意は無駄にしている。我々は、省エネにはさまざまな態様があるんだろうつていうふうに理解をいたしております。

そこで、きょうは農水省にもお越しをいただきました、そして、そういう意味で、省エネ・イコール再生エネルギーという面もあるといふ観点から、再生エネルギーのことをからまずお尋ねをさせていただきたいと思います。

先週でござる今週でござる、管財形のソムニウム、シエアリングに関して、私は結構評価をしておられますけれども、大きな一歩、決断をしていただきました。農地の一時転用期間というのを三年から十年というふうに延ばしていただいたわけですが、いますが、その背景、理由を御答弁ください。

○谷合副大臣 御質問ありがとうございます。
當農型太陽光発電に關しましては、全国的にへん
広がつてゐるところであります。先生の御地元
千葉県で最も今活用実績があるところでございま
す。

これは、平成二十五年にこの制度を始めておられますけれども、平成十五年以降の営農型太陽光発電の取組について検証いたしました。そうしまして、下部農地、いわゆるパネルの下の奥地ですけれども、下部農地での営農への支障が発生した事例の発生割合は、担い手以外が営農する

ものは三一%と多かつたのに対しまして、担いが當農しているものは六%と非常に少なかつた。さらに、荒廃農地を活用した當農型発電設備の設置が全体の三一%を占めて、荒廃農地の再生に寄与していることがうかがわれるという結果にならました。

卷之三

○田嶋委員 今まで、一時転用の期間が三年でござるがゆえにファイナンスがなかなかつかないといった問題が大きな問題と言われておりました。現在、千葉県がリードしているようでもございましょうけれども、今回の農水省のこうした判断は、十

変評価をできるというふうに思います。

して、最終として、あるいは三空を一本にして総合をして、
きるようにして、ぜひとも今後の再生可能エネルギー
ギー、すなわち省エネでもあるわけですが、のを
力にソーラーシェアリングが育っていくようにな
願意をしたいというふうに思います。

○谷合副大臣 営農型太陽光発電につきまして
　　うお考え方か、御答弁ください。

　　そういうふうに思いますが、どのようにこれから取り組んでいくお考え方か、もちろん経済産業省と連携していただきたいと思いますけれども、どういうお考え方か、御答弁ください。

は、拙い手の所得高等による農業經營のさらなる改善を促進するために、今月十五日、促進策などを発表したところではございまして、先ほど來の所疑のやりとりにあるとおり、一時転用期間の延長のほか、優良事例等の周知や地方農政局等での談窓口の対応を行うこととしているところであります。

ます。
この促進策によりまして、作物の販売収入に加えまして、売電収入等によります農業経営の改善や、これは長期の営農計画が立てやすくなりますので、金融機関に対する営農型太陽光発電の事業性懇親の信用力が高まる等の効果も期待するところであります。

少室山房詩

○田嶋委員 私も地元のJ.Aさんとかにこういつてお話をさせていただいてまいりておるんですけどわざとでも、やはりなかなか新しいものに飛びつく方ばかりではないのかなど。
太陽光発電の普及にしつかりと契約でまいりたしと思つております。

お手元の配付資料の一をごらんをいたきたいなんですが、いろいろな金融機関の賃貸率といううんですか、預貸率、賃貸率。農協さんの賃貸率は会員一二二%といふことで、どんな地方関係の金融機関も苦慮しているわけですね、貸し先に。その中で最も農協が大変低い、こちうござらりますつて、丘

も農村部で大変忙しいこととあります。それで、たなびき得るこのソーシャル・エコノミーのビジネスにも十分育っていくべき得るこのソーシャル・エコノミーのビジネスにも十分育んでいきたいと思います。

乗つてこないのは何でだろうなどいう感じもするんですが、やはり、三年が十年、今おつしやつていただいた、信用力が高まる、そのとおりです。下の農作物はやはり自然によつていろいろですね。スクが高いけれども、上の電力は安定的収入が期

待できるから、ギャツシユブローの觀點からいっても、金融機関は非常に貸しやすくなるわけですが、さいまして、ぜひとも、農協だけじゃなくて、信金、信組も地銀も、そういうたところにしつかりと、金融庁やあるいは経産省とも連携をしながら、普及に努めていただきたいというふうに思つてお

ております。ぜひともよろしくお願ひいたします。

10

なくて、しっかりと一次産業もやらながら、上でも兼業してエネルギーの地産地消にも役立つて、ただくことが鍵になるわけがありますが、しかし、一点、経済産業大臣にお尋ねをしたいと思います。

いわゆるメガソーラーというのが大分覚えてきた、特にソーラーシェアリングは突出してふえたわけでありますけれども、また、これから、今申し上げたソーラーシェアリングをぜひとも、私は、むしろメガソーラーよりも主力に育てていっていただきたいという気持ちがあるわけでございますが、どうも地域社会でのトラブルのケースもふえているという印象でございます。

私のところにもいろいろ飛び込んでまいります。千葉も農地が多いわけなので、ソーラーシェアリングにも向きますけれども、メガソーラーにも向いてしまう部分があつて、ある日突然山の木が切られたとかということが時々報告に入るわけだと思います。

これは、FITの改正法の中でも、そうした懸念に関して、地域社会との融和というよつた話はあつたわけですが、現状、ここをどのよう経産大臣は認識されているか。少し何か、私は、手をもう少し打たなければ、やはりこういうクレームのケースが大変これからふえていくような気がいたします。

せつからく農水省がいい制度改正をしていただけで前向きにやつてくる、そうすると、当然、地元のJJAや地元の農業委員会の目の色も変わつてくると思います。金融機関の姿勢も変わつてくると思います。今が非常にタイミングポイントなどのJJAや地元の農業委員会の目の色も変わつてくると思います。されど、そこまでやつてくると、ソーラーシェアであるうと、太陽光発電事業の実施に当たつては、やはり、長期安定的に発電事

業を行うという観点から、地域住民の御理解をいたきながら事業を進めていくことは非常に重要なことを思っています。

FIT制度開始以降、やはり地域住民とトラブルになる太陽光発電設備が増加をしていることを踏まえて、昨年四月に施行されました改正FIT法。これに基づいて策定をした事業計画策定ガイドラインにおいて、地域住民とのコミュニケーションを図ることを新たに事業者の努力義務として定めたところであります。コミュニケーションを怠つてはいると認められる場合は、必要に応じて指導を行つておられます。

また、太陽光発電に対する不信の一つが、このまま終わつたらほつておかれんじやないかとか、という心配もありますので、これは、しっかりと撤去費用を積み立てていくような仕組みを、もう今やれることも既に始めていますし、制度としてはやはり積み立てをちゃんと別途行つて、いざというときは、廃業するようなときははしっかりと撤去が行えるようにしていくことも信頼を得る上で重要だというふうに思つています。

各地域住民とのコミュニケーションに関しては、やはり、それぞれ地域事情とか、そのソーラーパネルの設置のあり方などに応じて、それぞ
れケース・バイ・ケースで丁寧に決めた方がいいんではないかというふうに思つています。国が法律でもっと義務化をした方がいいんじゃないかなと、いう議論もありますけれども、コミュニケーションを義務化すると、例えば説明会を開きまして、外形式的にやつてしまつて、それでオーケーみたいになると思いますので、やはり、丁寧なコミュニケーションを義務化をする必要があるということを今後も課題としておつしやつておられるのかなと思うのですが、私は、その二点、義務化をやはりするべきだと思います。

それから、積立てに関しては、そこが今なされていないなら制度化をしましょうということですが、大臣いかがですか。

○世耕国務大臣 まず、コミュニケーションの義務化については、これは、経産省としてはやはり、一律でコミュニケーションを義務化をするよう、地域の事情に合わせた方がいい。条例などによって、それに違反をした場合に認定取消しと

ております。

うふうに思つていてます。

○田嶋委員 おっしゃることもわかるんですけれども、例えば、おどとい私のところにも電話が入りました。何か、住宅街に突然紙が入つていて、あしたからこの梅林を切るんだみたいな話だと。何も当然知らされていないわけで、そういう連絡が入りまして、要するに、たとえ条例でそういうことが書いてあつたとしても、やはり、知らないうちにどんどんやられてしまふと、もうそのケー

スに関してもとまらない、既成事実化されてしまふというようなことも今後起きるのかなと。私は、せつからく、これから伸ばしていかなきゃいけない分野なのに、相当地域で嫌われ者になつてくということも心配をしています。

それから、おっしゃつていただいたような、ほつたらかしにされるんじやないかという問題もありますが、他方で、その反射光とかで大変健康被害の心配もいただくわけですね。

そういうことから考えると、私は、義務化もやりようだというふうに思つてます。義務化をしたら、先ほど大臣がおっしゃつたような、一回やつて、形だけやつて終わるみたいなことになるかどうかは、義務化の仕方次第ではないかな。

それから、先ほどおっしゃつた積立てのよしな問題は、どういう意味かはちょっとはつきりしませんが、制度化をする必要があるということを今後も課題としておつしやつておられるのかなと思うのですが、私は、その二点、義務化をやはりするべきだと思います。

それから、積立てに関しては、そこが今なされていないなら制度化をしましょうということですが、大臣いかがですか。

○世耕国務大臣 まず、コミュニケーションの義務化について、これは、経産省としてはやはり、一律でコミュニケーションを義務化をするよ

うふうに思つていてます。

積立てについては、これは制度化を今検討中であります。また、制度化を待つまでもなく、本来FIT価格には撤去費用も入つてますので、それをちゃんと積み立てているかどうかを点検する

仕組みは、もう既に入れているわけではありません。それをさらに、もう完全に会計上別会計で積み立てなければいけないとなると、これはちよつと、制度改正が必要になりますので、これもできるだけ早くやりたいという思いで、現在指導を行つておられます。

○田嶋委員 条例の話はわかりました。検討をもつたいと思いますが、積立ての方はぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、複数の事業者の連携による省エネ、今回の法案の中身に関連する質問をさせていただきたいと思います。

このような設備集約ということを含む事業連携の事例というのは年間どのくらいあるかというふうに政府は考えておるのか、また、設備集約ということ以外にどういうようなケースを事業連携として想定されているのか、御答弁ください。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

まず、後者の事例の方ですけれども、産業、業務部門において想定される事例といたしまして、設備集約のほかに、例えば、熱や電気の需要の大

きさが異なる複数の企業が連携をして、大規模なコージエネレーションシステムなどを導入して、そこで熱や電気を融通することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サプライ

チェーン上の事業者が需要予測データを共有いたしまして、生産や販売の計画を最適化することで、全体として大幅な省エネを図るものなどが具

体例として挙げられると思います。

それから、運輸部門におきましては、貨物の輸送ルートが逆方向の複数の荷主が連携いたしました。そこで、互いに復路で相手企業の貨物を輸送して、トラックの積載率を向上することで、全体として大

幅な省エネを図るといった事例が考えられると思えます。

えております。

こうした連携の事例につきまして、産業、業務部門では大体毎年五十件程度、運輸部門におきましては毎年十件程度の認定件数を想定しているところでございます。

○田嶋委員 二社、三社といった連携によつて省エネ効果を出す、これまで省エネ法は単独企業ごとの評価であつたわけありますから、こういつた、一步前進ということで、年間五十社ぐらい、五十ケースぐらいそういう話が出てくるという話でござります。

結局、この法案のこういった考え方を突き詰めてしまりますと、一地域、面的に非常に近く距離にあるいろいろな事業体、病院等も含めて、そういったところが、自治体の例えば主導のものにかましれないし、自治体は別かもしませんが、金融機関なども巻き込みながら、いわゆる、例えば熱密度の高い地域の中核企業などにインセンティティブを与えて省エネ推進を面的に進めていく、そういうことになるのではないかなどという感じがいたしますが、大臣、そこはどのようにお考えですか。

○世耕国務大臣 まさに今御指摘のように、熱密度の高い地域、いつも羽田に着陸するときに見える京葉工業地帯なんて、もう大変な熱密度のエアが物すごく広がっていると思いませんけれども、こういう熱密度の高い地域などにおいて、複数の事業者が連携をしてエネルギーを面的に利用する仕組みを構築することは、これは省エネ対策上極めて重要だというふうに思っています。

こういう仕組みを円滑に構築するためには、やはり中核になる企業とかが必要だと思っていまして、例えば地域の中核企業ですか、あるいは自治体、あるいは地域の金融機関、あるいは電力、ガスといったエネルギー関係の会社などが、複数の事業者のエネルギー使用量や使用形態に係る情報を共有をしたり、費用負担に係る調整を行なうなど、まとめ役としてやはり積極的に関与する

このために、経産省としては、例えば、省エネ補助金を活用して、ガス会社が中心になつて、工業団地において複数の事業者の電気と熱の需要を取りまとめて、大型コージェネシステムによつて電気と熱の両方を供給するといった取組ですか、あるいは、地産地消型エネルギー・システム構築補助金を活用して、エネルギー会社が再エネ電気や廃熱などを、エネルギー管理システムを用いて、近くの公共施設や住宅などに對して高効率に供給するような取組などを支援をさせていただいているところであります。

こういった支援策も活用しながら、このエネルギー、特に熱密度の高い地域で面的に利用する仕組みの構築に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

○田嶋委員 都市部には大変大きな集積があり、エネルギー消費が大変大きいわけであります。が、まさに冒頭確認させていただいたとおり、省エネというのは、使つている量を減らすだけじゃなくて、今無駄にしてしまつている熱をキャッチすることで、例えば、ほかの事業体が有効活用したい、そこにビジネスが生まれる、そして無駄が節約できて省エネにつながる、こういうようなことを考えられるわけでありますので、私は、この法案は法案として、もう少し大きなピクチャードで、面的に省エネを推進するようなことを、今の補助金という話もありますが、いろいろ御検討いただきたいなというふうに思います。

お手元に資料三をつけさせていただいて、これは昔の話ですけれども、一度法案を出させていただきまして、別の、民主党時代に出させていたいたるものでございます。要は、今回の法案は、单独で測定していたものを複数の測定というふうに見直して、省エネ量をうまく分配してというふうに、一体自分の事業をやる中でどれぐらいの熱量が発熱されているか、そういうことをまずは測定をえべこここの、公表制度と書いてあるんですけれども、左下ですね、要するに、地域の中核企業が、

して、それを公表して、そしてそれを地域のほうの事業体が、そこはうちが利用させてほしい、こういうよつたなことが進んでいくことこそが大がかりな省エネにつながるのではないかなどいふうに考えております。

次の資料四をごらんください。そんな話をしておりましたら、きのうおととい、経産省から一例として資料をいただきまして、これは中国電力ですから電力会社ですね、電力会社もこういつた全く異業種である三菱化成にこういつた話をもう既に実現をさせているということござりますが、しかし、よく言わるのは、大規模集中型の火力発電などの発電エネルギー効率というのは大体四割、つまり、残りの六割は海か空気に逃げて、大変もつたいないことをやっているということであります。

もちろん、電気の発電効率を目いっぱい上げてもそうなつちやうというのは、それは技術的にそういう制約はあるんでしょうが、私は、かつてフィンランドで電力会社を訪ねたときに、残りの六割をどうキャッチするかということで、熱として、巨大な導管がその電力会社の中に入りまして、地域の熱供給網の出発点になつてているということで、四〇%の発電と、加えて熱の部分で、全体で九割以上のエネルギーの効率を達成している、そういう事例も聞いてきたわけであります。

それが全てに当てはまるかどうかわかりませんが、日本にもこういつた事例があるわけで、まさしくこの資料三の、私たちがかつて法案をつくったような部分、あるいはこの四のようなケース、こういつた、面的に大きな省エネを実現する廃熱の有効活用ということを私は考えるべき、未利用熱の有効活用を考えるべき、そのように考えておりますけれども、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 御指摘のとおり、火力発電所におけるエネルギーの効率的な利用というのには、我々の掲げているスリーピラスSの観点からも非常に重要だというふうに思っています。

その方策の一つは、やはり発電そのものを高効

率化することでありまして、次世代の高効率ガス火力発電技術でありますIGFCや高効率ガスタービン技術など、火力発電の高効率化に関する技術開発なども今実施をしているところであります。

そしてもう一つが、御指摘のように、発電後に残る廃熱の活用ということ、これも非常に重要なとthoughtっています。日本においても、先ほど御指摘のような、火力発電の廃熱を利用して熱供給を行っている事例というのも出てきております。こういった廃熱利用は、事業者が経済性などを評価、判断した上で実施をしているものでありますけれども、省エネ法に基づく火力発電の効率基準というのは、こういった取組を促す効果があるとうふうに思っています。

また、経産省では、先導的な地産地消型エネルギー・システムの構築といふのも進めておりまして、発電所で発生する廃熱などの熱エネルギーを周辺地域において面的に融通する場合に、ファイジ・ビリティースタディーなどに活用できる補助金というものの用意をしております。こういった施策を使うことによって、火力発電や熱供給の高効率化というのを図つてしまいたいと思います。

○田嶋委員 そこで、熱というものが電気と、よく言われる大きな特性の違いの一つというのは、電気は遠くに飛ばせるが、熱は遠くに届けられないということになりますね。したがって、熱を有効に使う省エネを進めようとする、どうしても距離の制限が出てくるということになるわけでございます。そうなつてると、やはり私は、エネルギーのこうした立案ということも、おのずから分権的になる傾向が強まるというふうに考えております。

そこで、きょうは環境省にお越しいただいていますが、地域エネルギー政策というものは、計画策定をどのぐらいの都道府県などがされているのか、そしてその中で目標数値をちゃんと入れていけるのがどのくらいあるのか、御答弁ください。例えば福島県は、二〇〇四年に県内需要の一〇

○%を自然エネルギーとする、そういう目標数値を掲げております。いかがでしょうか。
○米谷政府参考人 地域エネルギー政策に関する計画としては、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に地方公共団体実行計画区域施策編の策定が義務づけられております。
現在までに、四十七の都道府県、二十の政令指定都市、五十四の中核市及び三十一の施行時特例市の計百五十二の団体の全てが策定をしております。

○田嶋委員 引き続き取組を推進するのは大きいに結構でございますけれども、御答弁はコンパクトにお願いしたいと思います。

大いに結構でございますが、お尻も迫ってきてるということあります。資料六には、閣議決定で、エネルギー基本計画で平成二十六年に決定されました文言、一番下の部分でございましたけれども、二〇二〇年までに、あと二年ないです、二〇二〇年までに新築住宅についても適合義務化をするというふうに書いてあるわけでございまして、私は、三年前に法案、新法を審議したときも、非常にくれている今の日本の建築分野に関する問題、ここが私は日本全体の省エネの大きな肝の一つかどうかうふうに思います。この部分が非常に遅々として進んでいないことに危機感を募らせておりました。

ぜひとも今後そうしたことがないようにしていただきたいですが、確認でございますが、このペースで、二〇二〇年の全ての新築住宅・非住宅はもちろんですが、適合義務化を着実に達成できるということでおろしゅうございますか。

○篠大臣政務官 お答えいたします。

まず、御指摘のように、この省エネ基準への適合義務化については、エネルギー基本計画等において、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘査しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することとされております。

これを踏まえて、先ほどこれも御指摘いただきましたけれども、建築物省エネ法を平成二十七年に制定し、平成二十九年四月から同法により、住宅以外の大規模な建築物の新築等に際して省エネ基準への適合を義務化したところでございました。

省エネ基準への適合義務化に向けた今後の進め方としましては、まず、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態について徹底的に把握、検証を行い、その結果を踏まえ、丁寧に検討を進めていくことが重要であると認識をしております。

このため、昨年九月より、学識者や業界団体の方々をメンバーとする研究会を立ち上げまして、住宅、建築物の省エネ性能の実態把握、検証や、省エネ基準への適合率のさらなる向上等に関する課題の整理を行いまして、本年三月末に取りまとめを公表したところでございます。

この取りまとめの中で、省エネ基準適合義務化の対象拡大につきましては、省エネ基準への適合状況の現状や対象拡大に伴う建築物の生産、審査体制への影響を見きわめることが必要であるということ、それから、エネルギー消費量が住まい方に依存するなど住宅の特性や、建築主等の認識、伝統的構法や地域の文化への配慮等に係る課題に留意することが必要であるといった指摘をいたしておりますので、今後は、審議会等を開きまして、これらの御指摘を踏まえながら、住宅、建築物の省エネ性能向上に向けた具体的な制度設計について検討を進めていきたい、そのように考えております。

○田嶋委員 政務官、ありがとうございます。

いろいろおっしゃついていただきましたけれども、人によつては、過去の歯齒問題の、構造設計のときの失敗が大分トラウマになつてゐるというような話を聞きますが、逆にそういう失敗を糧にして、出口をちゃんと意識して、二〇二〇年までに、今でもおくれにおくれてゐるこの建築分野の省エネの問題、絶対にやり切つていただきたいと仰ふうに私は思います。

もう一つ、もう少し簡単な方かもしませんが、中古住宅や賃貸住宅に、日本の場合はBELSというのですが、いわゆる表示ですね。一体この建物に暮らすなどのぐらいの燃費なんだということですね。それはやはり、今、努力義務化であります。これが義務化は絶対にしていたべきだ。いかがですか。

○篠大臣 政務官 御指摘ありがとうございます。消費者が省エネ性能にすぐれた住宅の選択を行いややすくする観点から販売時や賃貸時における省エネ性能に関する情報の提供は重要である

と認識をしております。このため、建築物省エネ法においても、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対し、省エネ性能に関する表示の努力義務を規定しております。

また、省エネ性能に関する表示が適切に運営されるよう、国土交通省においてガイドラインを策定、公表しており、これに基づき、平成二十八年四月に、建築物省エネエネルギー性能表示制度、御指摘があつたBELSが創設をされております。

国土交通省、経済産業省及び環境省の連携のもとで、各省が所管する補助事業の要件としてBELSを統一的に採用し、その普及を図つているところでございます。こうした取組によりまして、BELSの実績は平成三十年三月末現在で五万件を超え、着実に増加をしているところでござります。

また、住宅、建築物の省エネ施策のさらなる充実に資するため、昨年九月より、先ほど申しました、学識者、業界団体の方々をメンバーとする研究会を立ち上げまして、住宅、建築物の省エネ性能の実態把握、検証や、省エネ基準への適合率のさらなる向上等に関する課題の整理を行い、本年三月末に取りまとめを公表したところでござります。

この取りまとめの中で、性能表示につきましても、建築主や居住者への省エネ性能の情報提供の徹底が必要と指摘がなされております。しかし、その一方で、また、既存住宅は設計図書が残っていないこともあります。省エネ性能の把握が困難といった指摘も、課題もいただいておるところでございます。

いずれにしましても、今後は、審議会等において、これらの御指摘を踏まえながら、住宅、建築物の省エネ性能向上に向けた具体的な制度設計の中でも、省エネ性能に関する情報提供のあり方も含めて検討を進めていきたい、そのように考えております。

○田嶋委員 ドイツのエネルギー・バスのように、義務化でやれている国はやれていますから、課題

はあつてもちゃんとやつていただきたいと思いま
す。

それでは、少し飛ばさせていただきますが、最
後に、経済産業大臣、建築分野だから余り経産省
は関係ないとは思つていらつしやらないと思いま
すが、国土交通大臣、当時、太田大臣でございま
したけれども、日本はどうちらかというと新築とい
う志向があるということは認めつつも、私が提案
をいたしまして、それはそれとして、中古市場、
既存ストックのリフォーム重視ということに軌道
修正という委員、私ですね、委員の御指摘は、私
は全くそのとおりというふうに思いますと、当
時、三年前、このよくな御答弁をいただいておりま
す。

経済産業大臣としても、経産省としても、この
建築分野に関しては国土交通省と二人三脚でしつ
かりと進めていただきたい。これは、私は、最重
点分野だ、省エネの、そのように考えておりま
す。いかがですか。

○世耕国務大臣 私も全く同じ考え方であります。
住宅のリフォームも、かなり業界も育つてまい
りましたし、そういった中で、特に、新築住宅の
省エネ化だけではなくて、既存住宅の省エネリ
フォームの普及も極めて重要でありまして、これ
は、日本再興戦略でも、二〇二〇年までに省エネ
リフォームを倍増させるという目標も掲げてある
ところです。

○田嶋委員 倍増、ありがとうございます。

本当にこれは、成長産業を、芽を摘んでしまつ
ているということを言えるんですね、今のような
ことを続けていたら。だから、ドイツは、今おつ
しゃつたように、倍増なんですよ。ドイツはリ
フォーム産業が倍増したんです。今、新築は大体
ドイツは二十万棟ぐらいですね。日本は九十万棟
以上、いまだに新築です。そういうことではなく
て、質のいいストックをつくつていかなければ、
人口減少時代ですから、もうパイをふやす時代
じゃなくて、質を上げていかなきゃいけない。ぜ
ひとも両省で頑張っていただきたいというふうに

